建築物点検マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、建築基準法第12条第2項、第4項により施設管理者に義務づけられた建築物の点検を適切に行うために、点検の方法、留意事項等をまとめたものです。

2. 適用範囲

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用できます。

3. 構成及び内容

この点検マニュアルは、実際の点検を想定して、点検場所の順に、建築物の各部位、設備等毎のチェックポイント及び点検方法を点検票として取りまとめています。

【注】

このマニュアルの内容は、国土交通省が建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律 (以下「官公法」という。)に基づき国の建築物を点検するために作成した「建築物点検マニュアル」に準拠しています。

予備点検の実施や吹付けアスベスト等の点検部位への追加など県独自の内容を一部追加しています。

4. 点検等結果の記録及び活用

点検結果は、記録として保存するとともに、施設の維持管理等に活用します。

5. 使用にあたっての留意事項

(1) 点検にあたっての安全に関する注意事項

点検にあたっては、安全に十分留意して下さい。危険が想定される点検箇所又は点検内容については、専門家に委ねる、あるいは点検を省略して下さい。(5.(7)参照)

(2)法定点検内容

建築物点検票の記載項目が、建築基準法により点検しなければならない内容(以下「法定点 検内容」という。)です。

(3)特殊な施設等の場合

特殊な機能を有し、又は特殊な建築物の部位、建築設備等を有するものについては、このマニュアルでは想定していないため、このマニュアルに加え別途、必要な事項について点検して下さい。

(4)該当する部位、設備等がない場合

点検する建築物に、該当する部位、設備等がない項目については、適用する必要はありません。

(5)点検場所

点検場所は代表的な室等を例示しているので、類似用途の室等で建築物の各部位、設備等が ある場合は適宜点検を行って下さい。

(6)建築設備等の点検

建築設備等の点検の実施にあたっては、表-1の法令による検査等がこのマニュアルの点検 内容及び周期と適合するものについては、これらの法令による検査等をこのマニュアルで定 める点検とみなします。

【注】

上記に該当する点検箇所及び内容については、これらの法令による検査等の結果に基づき点 検票に記入して下さい。

(7) 点検が困難な部分等の点検の省略

次に示す部分等で点検が困難なものにあっては、点検を省略できるものとしますが、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録し、専門家に委託するなどの対応を検討して下さい。

- ・ 被覆材で覆われているはり、柱などの構造部
- ・ 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- ・ 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの
- 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にある もの
- ・ 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存在し点検することが危険 である場所にあるもの
- ・ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
- ・ 目視では点検が困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔など
- ・ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- ・ その他物理的理由又は安全上の理由などから点検を行うことが困難な場所にあるもの

(8)施設管理担当者による予備点検の実施

施設管理担当者は、有資格者の点検に先立ち、予備点検の対象となっている箇所及び内容について、点検を行って下さい。併せて、5. (6)検査等その他により別途行った点検結果の確認を行ってください。

(9)点検票記入方法

記載例を参考に、点検表に必要事項を記載してください。

【参考】

○建築基準法により点検が義務づけられた建築物

建築物

- ・公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が100m2を超えるもの。
- ・ 事務所等の建物で、階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000 m2を超えるもの。

昇降機

・エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設

昇降機以外の建築設備

・上記点検すべき建築物に設けられている換気設備、排煙設備、非常用照明装置などの建築設備

○点検すべき時期

建築物

3年以内ごと

昇降機、昇降機以外の建築設備の場合

1年以内ごと

○点検をすることができる資格者

一級建築士、二級建築士

建築基準適合判定資格者

登録調査資格者講習を終了した者(昇降機:登録昇降機検査資格者講習を終了した者、昇降機以外の建築設備:登録建築設備検査資格者講習を終了した者)

都道府県の建築物等(昇降機、昇降機以外の建築設備)の維持保全に関して2年以上の実務 の経験を有する者

【建築基準法】

第12条

略

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(第6条第1項第1号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。)の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

3 略

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県 又は建築主事を置く市町村の建築物(第6条第1項第1号に掲げる建築物その他第1項の政令で 定める建築物に限る。)の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところによ り、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の 劣化の状況の点検をさせなければならない。

【建築基準法施行令】

第14条の2

法第10条第1項の政令で定める建築物は、次の各号のいずれにも該当する事務所その他これに 類する用途に供する建築物とする。

- 一 階数が5以上である建築物
- 二 延べ面積が1000平方メートルを超える建築物

第16条

法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。

【建築基準法施行規則】

第5条の2

法第12条第2項 (法第88条第1項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、3年以内ごとに行うものとする。

2 法第18条第7項 (法第88条第1項 において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行うものとする。

第6条の2

法第12条第4項 (法第88条第1項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、1年以内ごとに行うものとする。

2 法第18条第7項 (法第87条の2 又は法第88条第1項 において準用する場合を含む。)の 規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当 該検査済証の交付を受けた日から起算して2年以内に行うものとする。

附則

第1条

この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成17年6月1日)から施行する。

第2条

第1条の規定の施行の目前3年以内に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条第7項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けていない場合における最初の点検(第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則(以下この条において「新基準法規則」という。)第5条の2第1項に規定する点検をいう。)については、新基準法規則第5条の2第2項の規定にかかわらず、第1条の規定の施行の日から起算して3年以内に行うものとする。

2 第1条の規定の施行の目前1年以内に法第18条第7項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けていない場合における最初の点検(新基準法規則第6条の2第1項に規定する点検をいう。)については、新基準法規則第6条の2第2項の規定にかかわらず、第1条の規定の施行の日から起算して1年以内に行うものとする。

表一1 法的検査点検一覧表

1993年 1995年 1	本本等の社会	J.	本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	本本 新田 茅	野. 10年	本大年本公女 中年	并进
1997年 19	大百十八八万万	*	校里寺内台格器占格	(校員寺回教 1回/6月	然に広め 当防法第17条3の3	校具寺校具作有寺 消防設備十または	声 り
10日		にもなっている。これである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	אר איי, חם אין		消防庁告示(昭和50年第3号)	Aの設備するにあ 消防設備点検資格者	
2016年	消防用設備等	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、池消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線部分を除く)並びに操作盤	機器点検 終合点検	1回/6月 1回/1年			
			総合点検	1回/1年			ナーフェナーは到路の創作なの十つから10年に中のナの大阪/
株式	台 廢物		開圧政験 消防法第10条第4項の基準に 適合しているかの点検	1回/3年1回/1年	消防法14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5、 第62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	ホースまだは配言の設定年の来日から10年以内のもので除く 指定数量と14危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をい 第1石油類(ガゾリン等)=200L 第2石油類(灯油等)=1000L 第3石油類(重油等)=2000L 第4石油類(ギア油等)=6000L 他
	ボイラー	ラー (小型ボイラー	性能検査空間の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内) 1回/1日	労働安全衛生法第41条、第45 ボイラー及び圧力容器安全規 第38条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器は、労働安全衛生法施行令第1条による
## 25 (1974年)			た カロエ 快 直 定期 自主 検査	1回/1年	_		
第2			性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を 超え2年以内)		労働基準監督署長または検査代行機関	
情報所書 1997年11-20	压力容器	第2種圧力容器 小型圧力容器	定期自主検査 定期自主検査	1回/1月 1回/1年	K	ポイラー及び圧力容器安全規則第92条で定 める教育を受けたもの	
指数点数 0.25 C D C D C D C D C D C D D C D D D D D	*	4	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を 超え2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条	_	
中央管目式の空風報和設備	 (25トン以上 1トン未逝	定期自主検査 定期自主検査	1回/1年 1回/1年	クレーン等の安全規則第154条、第159条		
股小股 中央管理方式の空気積的設備では確認の設備 空気度接受回答 旧の7月 Pre 無法機能のよる。 Pre 情報を表示 Pre 情報を表示 <t< td=""><td>事務所</td><td></td><td>作業環境測定 機械換気設備定期点検 照明設備定期点検</td><td>10/2月 10/2月 10/6月</td><td>労働安全衛生法第65条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10 条、第15条</td><td></td><td>事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。</td></t<>	事務所		作業環境測定 機械換気設備定期点検 照明設備定期点検	10/2月 10/2月 10/6月	労働安全衛生法第65条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10 条、第15条		事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
無性製造者となる冷凍機のうち特定能数 保安接査 (A) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T	特定建築物	瓦調和設備又は機械換気設備	<u>空気環境の測定</u> 遊離残留塩素の検査 か料田水幣の絵本	10/2月 10/7日 10/8 B	ビル管理法(建築物における衛生的環境 の確保に関する法律)第4条 同施行規則第3条~4条、第4条の2、3	講習修了者 建築物環境衛生管理技術者でかつ実務の 経験のあるもの 評をを行う1の1+講習級の考	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が3000㎡以上、及び学校の用途に供される部分の延べ面積が8000㎡以上の建築物をいう。
発生施設 はい産量と濃度の測定 1回/1年 大気汚染的止送第2条、第16条 同路行規則第15条 第16条 内域検査 1回/1年 水道法34条02 が指定するもの が指定するもの 用水道 書類検査 400m3/日以上:1回/1日 本道法34条02 が指定するもの が指定するもの が指定するもの 設備定地域特定施設) 排出水の特定 400m3/日以上:1回/1日 本質10/14日 内路/14日 日間/14日 日間/	冷凍機	のうち特定施設	MAHA 保安検査 危険予防規定を定め自主検査 合除る応報完を定め自主検査	18/07 3年1回以上 10/1年 10/1年	高圧ガス保安法第35条	亜目で11プでの16時目終17日 都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン(フロンガスの場合50トン)以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、フロンの場合は含まれ
用水道 内観検査 1回/1年 水道法34条の2 地方公共回体の機関末には厚生労働大臣 高行規則第50条.56条 地方公共回体の機関末には厚生労働大臣 が指定するもの 設(指定地域特定施設) 排出水の特定 400m3/日以上:1回/1日 水質務査 200~400m3400m3/日未満:1回/1日 水質務直 200~400m3400m3/日未満:1回/1日 水質務重 200~400m3400m3/日未満:1回/1日 水質務重 50~100m3400m3/日未満:1回/1日 水質素適防止法第14条 電気主任技術者(電気保安協会他) 電気主発が通行規則 電気主発施行規則第94条 電気事業法第42条 高点に使め設置) 消費機器の技術上の基準(規 1回/3年 1回/1年 ガス事業法施行規則第94条 カス供給事業者 地上標法第10条 カス供給事業者 地上標法第10条 カス供給事業者 地上標法第10条 カス供給事業者 地上標法第10条 この排気商 水質検査 1回/1年 浄化構法第10条 水質検査 1回/12の時 1回/1年 浄化構法第10条 水質検査 1回/1年 海化構法第10条	ばい煙発生施	In http://www.in.html	がですがた。ためられては、 ばい煙量と濃度の測定	1 <u>6</u> /2 <u>月</u>	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条		る。 ばい煙発生施設とは、伝熱面積10㎡以上及びパーナーの燃焼能力が重 油換算で50L/h以上のボイラー、火格子面積2㎡又は焼却能力200kg/h 以上の焼却炉をいう。
政治定地域特定施設) 排出水の特定 400m3/10以1日 本党汚満的に法第14条 内施行規則 本党汚満的に法第14条 内施行規則 配名工作物 100~200m3/400m3/10未満:1回/7日 100~200m3/400m3/10未満:1回/7日 100~200m3/400m3/10未満:1回/7日 電気事業法第42条 電気事業法第42条 電気主任技術者(電気保安協会他) 2全(屋内設置) 消費機器の技術上の基準(規 1回/3年 10/3年 ガス事業法施行規則第84条 ガス供給事業者 3と(屋内設置) 水質検査 1回/1年 ガス事業法施行規則第84条 ガス供給事業者 3を(屋内設置) 水質検査 1回/1年 対ス事業法施行規則第84条 大環体査は指定検査機関が行う。 3を(屋内設置) 水質検査 1回/1年 対土構法第10条 対土構法第10条 対土構設等 3を(屋内設置) 1回/1年 対土構法第10条 対土構法等10条 対土構設等	簡易專用水違	şmt	外観検査 水質検査 書類検査	1回/1年	水道法34条の2 同施行規則第55条,56条	地方公共団体の機関または厚生労働大臣 が指定するもの	簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10m3を超えるものをいう。
電気工作物 電気事業法第42条 電気主任技術者(電気保安協会他) 電気工作物 年次(A) 1回/1年 年次(B) 1回/3年 イスペン 1回/1年 有の設定 力の事業法第42条 電気主任技術者(電気保安協会他) 3日の設置 消費機器の技術上の基準(規則の条) 1回/3年 ガス事業法施行規則第84条 ガス供給事業者 1日の3年 1日の3年 1日の1年 海化槽法第10条 水質検査は指定検査機関が行う。 1日の1週~6月 海化槽法第11条 海化槽法第11条 海化槽保守点検業者	特定施設(指5	定地域特定施設)	排出水の特定	400m3/日以上:1回/1日 200~400m3400m3/日未満:1回/7日 100~200m3400m3/日未満:1回/14日 50~100m3400m3/日未満:1回/30日	水質汚濁防止法第14条 同施行規則		特定施設とは、処理対象人員が500人を超えるし尿浄化槽(指定地域は201人以上500人以下)及び300床以上の病院の厨房施設他
場かし器(屋内設置) ガス事業法40条の2 ガス供給事業者 日金(屋内設置) カシの排気筒 カンの排気筒 大質検査は指定検査機関が行う。 R守点検 1回/14 浄化槽法第10条 水質検査は指定検査機関が行う。 保守点検 1回/1週~6月 浄化槽法第11条 浄化槽法第11条	事業用電気工	C.作物	保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月 年次(A) 1回/1年 年次(B)1回/3年	電気事業法第42条	電気主任技術者(電気保安協会他)	事業用電気工作物とは、特別高圧受電設備、高圧受電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
水質検査 1回/1年 海化槽法第10条 水質検査は指定検査機関が行う。 保守点検 1回/1週~6月 海化槽法第11条 浄化槽保守点検業者 カイガッ・ カイガッ・カイガッ・カイガッ・カイガッ・カイガッ・カイガッ・カイガッ・カイガッ・	ガス湯沸かし ガス風呂釜([及びこれらの:		消費機器の技術上の基準(規則108条)	1回/3年	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者	ガス湯沸かし器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全 燃焼時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
	海 小神		水質検査 保守点検	1回/1年 1回/1週~6月	浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	水質検査は指定検査機関が行う。 浄化槽保守点検業者	処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。
	#1.						501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。

点検票

本点検 当該するものに Oをつけてくださ

着色部は建築基準が施設管理担当者が 基礎 基礎 周辺地盤と比較して洗下 起、き裂その他損傷は対は「無」の「口」に「レ」マークを入 悪 有 ☑ 📮 れてください。 免震装置に著しいき裂、 腐食、接合部のゆるみが か。【目視】 当該点検部位がない場合は 「/」を入れてください。 制振装置 制振装置 制振装置に著しレ 腐食、接合部か。【目視】 接合部に ゆるみがない 当該点検項 有 目がない場合 は「/」を入れ 木造てください。 木造 別紙番号を入 れ、別紙に異 か。【目視】 有 常の内容を記 v 9 入ください。 土台に著しい腐朽、変形等が 点検した結果、異常がある場 いか。【目視】 合は「有」の「口」に「レ」マーク 有 を入れてください。 Ø 基礎との緊結部にゆる 形、傾斜がないか。【目視】 無 有 ☑□ 木造の外部に面する柱、はり等 の木部分に著しい腐朽、蟻害、 変形等がないか。【目視】 無 有 組積造(補強コンクリー ブロック造を除く。) / 組積造 組積造 建築物の傾斜又は変形 か。【目視】 有 有 有 補強コンクリートブロック 補強コンク リートブロッ ク造 補強コンク リートブロッ ク造 補強コンク リートブロッ ク造 造 建築物の傾斜又は変形が か。【目視】 有 補強コンクリー 製、はく落、ク 【目視】 損等がないか。 無 有 有 無 有 有 無 有 び汁が出ていないか。 【目禮】 無 有 無 有 無 有 無 有

点検票 別紙

※本点検時に、今後の対応を次の凡例により記入して下さい。

当該ページ番号 /全ページ数

今後の対応

A:軽微な対応を要するまたは引き続き観察を続ける。

B:精密調査を要する。

C:補修・修繕等を要する

(1/3)

チェックシー ト番号	場所	異常の内容、気づいた点	今後の対応
1	庁舎南西角床下通気 口近く	土台に腐食があった。	A
2	庁舎東側屋根下	はり部分に十部蟻害がみられる。	В
3		異常の内容を 異常の内容を 記入してくださ ★本点検時に	
4		後の対応に	つい
5	後日確記 よう詳し てください	く記入し B、Cを記入	
6	- W.C.		
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

建 築 物 点 検 票

施設名称				
建築物名称				
施設用途				
階数	地下	階	地上	階
延べ面積				m [*]
所在地				

点検日	平成	年	月	日	
点検者名					
(資格)	()
予備点検者名					

点 検 票 (予備点検・ 本点検)

※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入し、写真を添付してください。

点検部位		点検 分類		予備点検対象	別途点検実施者	建築物の敷 地	廸	物外	部	建物内(玄関 及び玄関ロ ビー等)	屋上・塔屋	建	物内(内)	(室	建物内(廊下、階段等)	建物内 所、湯 等)	沸室	建物内 機械室 レ機械室	、ェ ター	建物内(電質室、自家多電機室)	
	建築	昇降機	建築設備	*	施者	異常の有無 開報 番号	異常の	の有無	別級	異常の有無 開報 書号	異常の有無 副紙 書号	異常の	の有無	別紙 番号	異常の有無 帰号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別級	異常の有無 別a	£ }
基礎								基磺	ŧ												
周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。 【目視】	O			0			無□	有口				ı									
木造	212121213	10000000	191919191	191919191	81818181		81818181	木道	<u> </u>			Т	木造	i							ı
建築物の傾斜又は変形がない か。【目視】	0						無口	有口				#	有口								
土台に著しい腐朽、変形等がないか。【目視】	О						無口	有口				#	有口								
基礎との緊結部にゆるみ、変 形、傾斜がないか。【目視】	О						無口	有口													
木造の外部に面する柱、はり等の木部分に著しい腐朽、蟻害、 変形等がないか。【目視】	О						無口	有口													
組積造(補強コンクリートブ ロック造を除く。)							*	且積	造			*	且積込	告							
建築物の傾斜又は変形がない か。【目視】	O			0			無口	有口													
れんが、石等の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。【目視】	О			0			無口	有口				無口	有口								
補強コンクリートブロック造							補 リー	強コン -トブ ク造	クロッ		補強コンク リートブロッ ク造	補 リー	強コン -トブ ク造	クロッ				補強コリートスクガ	ンク	補強コンク リートブロッ ク造	,
建築物の傾斜又は変形がない か。【目視】	O			O			無口	有口			ク塩		ツ塩					21		92	
補強コンクリートブロックにき 製、はく落、欠損等がないか。 【目視】	О			0			無口	有口			無有	無口	有口					無有	10000	無有□	
鉄筋のさび汁が出ていないか。 【目視】	О			0							無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無口	有口					無有		無有	

点検部位		点検		予備点検対象	別途点検実施者	建築物の敷 地	建	物外	部	建物内(玄関 及び玄関ロ ビー等)	屋上	· 塔屋	建物内内)		建物内(廊 下、階段等)	建物/ 所、湯	沸室	建物内(機械室, レベー・ 機械室	ᆂ	建物内室、自電機	家発
M =	建築	昇降機	建築設備	柳	施者	異常の有無 開報 番号	異常の	の有無	別紙番号	異常の有無 器号	異常の有		異常の有無	別紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有値	
鉄骨造 建築物の傾斜又は変形がない か。【目視】							1	失骨)			鉄1	造	鉄骨:	造				鉄骨	造	鉄個	造
<i>ν</i> :α Ε □ Τ.Κ.Ι	О			0			無口	有口													
鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食 がないか。【目視】	О			0			無口	有口													
柱脚部のコンクリートに著しい き裂がないか。【目視】				0							## #		無有					無有		無権	100000
柱、はりに変形がないか。【目 視】	О			0							# 7 □ [無有					無有		無着	0.0000000
柱、はり、筋かい及びアンカー ボルトに著しい損傷、さび等の 腐食がないか。【目視】	0										10101010101010		無有					無有		無を	242 24242424
耐火被覆材にはく離がないか。 【目視】	0										無何	j						無有		無着口口口	242 24242424
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄 筋コンクリート造							鉄筋を造みて	コンク! び鉄骨値 クリー!	リート 映筋コ ト造		鉄筋コン 造及び鉄 ンクリ	クリート 骨鉄筋コ ート造	鉄筋コンク 造及び鉄骨 ンクリー	リート 鉄筋コ ト造				鉄筋コンク 造及び鉄骨 ンクリー	リート 鉄筋コ ト造	鉄筋コン・ 造及び鉄・ ンクリ・	フリート 計鉄筋コ ート造
建築物の傾斜又は変形がない か。【目視】	0			0			無口	有口													
鉄筋コンクリート造等のコンク リート部分に白華、さび、き 製、はく落、欠損等は見られないか。【目視】	0			0			無口	有口													
鉄筋のさび汁が出ていないか。 【目視】	0			0							無す) 	無有					無有		無着	210,010,010
柱、はり等の主要構造部コンク リートに著しいき裂がないか。 【目視】	О										無有口口		無有					無有		無 # 口 [
柱、はりに変形がないか。【目 視】	О										無す		無有					無有		無	515 51515151
敷地 敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥						敷地						orkerer		decess:					1 tapapata	-0-0-0-dk0-0-	
役、隆起等により裂け目が発生 するなど相対的な著しい段差が ないか。(舗装部分を除く)【目 視】	О			0		無有二															
舗装の不陸、傾斜、陥没や舗装 面又は舗装仕上げ材のはく雕等 の著しい損傷はないか。【目 視】	0			0		無有															
側溝に著しい傾き、損傷はない か。また、清掃状況は良好か。 【目視】	0			О		無 有															
ます 雨水桝や汚水桝などに排水不良 や損傷はないか。また、桝内の 済婦状況は良好か。【目視】 鉄塔	O		0	0		無有					. Au	₩									
□ンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。【目視】	О			0		無有					無月	0.000									
鉄骨構成部材及び溶接部にき 製、変形、塗装の劣化、さび等 の腐食がないか。【目視】	О					無有					無す	1									

点検部位		点検 分類		予備点検対	別途点検実施	建禁	を 地	敷	建物外	部	建物内(i 及び玄側 ビー等	日口	屋上・均	善	建物内(3		建物内 下、階段	(廊 と等)	建物内 所、湯 等)	便	建物内() 機械室、 レベーク 機械室	ў <u>—</u>	建物内(室、自: 電機3	
	建築	昇降機	建築設備	象	者	異常の	有無別	紙号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無 別	紙号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙 番号	異常の有無	別級番号	異常の有無	別紙番号

点検部位		点検 分類		予備点検対象	別途点検実施者	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄関 及び玄関ロ ビー等)	屋」	Ŀ٠	塔屋	建物内(室内)	建物内(廊下、階段等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空調 機械室、エ レベーター 機械室等)	建物内(電気 室、自家発 電機室)
	建築	昇降機	建築設備	象	施者	異常の有無 潜号	異常の有無 湯号	異常の有無 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の有無 湯号	異常の有無 別紙 番号	異常の有無 別紙 番号	具常の有無 番号	異常の有無 器号
煙突 煙突が傾斜していないか。【目		1-2-2-2-2-	-3-3-3-3-3		8-8-8-8-		煙突			煙多	Ę					
視]	0			0			無有		無口	有口						
煙突及び附属物(タラップ、天板等)に著しいき製、欠損、さび汁 及び浮き、はらみ、はく離、は く落がないか。【目視】【触 手】	0			0			無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		# 0	有口						
煙突と建物の接合部にき裂はないか。【目視】	О			0			無有靈		- # □	有□						
■根 屋根ふき材(金属製又は瓦等)下 地材及び緊結金物に変形。乱 れ、割れ、腐食等がないか。 【目視】	0			0					無口	有口						
トップライトに傷、割れ等による落下のおそれがないか。【目 視】	0			O					無口	有口						
笠木は変形、腐食等で脱落のお それはないか。【目視】	O			0					無口	有口						
バラベットに浮き、き裂、損 傷、白華、腐食、漏水痕等がないか。【目視】	Ο			0					無口	有口						
金属類(点検歩館、タラップ、手 すり、窓清掃用丸環等)に著しい 腐食や変形、ぐらつきはない か、【目視】【触手】	О			0					無口	有口						
雨樋、支持金物等に著しいぐら つきがないか。【目視】【触 手】	О			Ο					無口	有口						
外壁 外壁仕上げ材(タイル、モルタ							外壁		:	外星	ŧ					
ル、石等)にき裂や浮き等の劣化 及びはく落のおそれはないか。 【目視】【触手】【打診】	Ο			0			無有		# 🗆	有口						
吹付けなどの塗装仕上げ材に チョーキング、浮き、はく落が ないか。【目視】	О			0			無有		# 0	有口						
目地などのシーリング材のき裂 等の劣化がないか、【目視】	О			0			無有二		集口	有口						
金属バネル仕上げ(鋼製、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】	O			0			無有		無口	有口						
ひさし・玄関ポーチ 仕上げ材ではく落、き裂、腐食							ひさし・玄関 ポーチ									
等がないか。【目視】	Ο			0			無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□									
ボーチ部分に花下、隆起、傾斜 等がないか、【目視】	Ο			0			無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□									

点検部位		点検 分類		予備点検対象	別途点検実施	建築物の敷 地	建物组	外部	及び	カ(3 ゾ玄関 ニー等		屋」	L - #	茶屋		物内 内)	(室		物内() 階段:		所、	内 (· 湯沸 等)		機械レベ	内 (空 室 、 ータ 支室等	Ξ '	室、「	9 (電気 自家発 養室)
T# . ns	建築	昇降機	建築設備	**	施者	異常の有無 開発 番号	異常の有無	別紙番号	_	の有無		異常の	有無	別紙番号	異常の		щ		有無	-	異常の	_	-	異常の		_		無別級番号
天井・内壁 天井等の仕上げ材の著しいずれ 等がないか。【目視】	O			0					無□	井・内 有 □	12				無	井・卢 有	1 2	無□	#・内! 有		無	* 内 !		天井	· 内:		天井	・内壁
天井材、内壁、仕上げ材(コンク リート、モルタル等)にあばれ、 き裂、浮き、はく離がないか。 【目視】【触手】	О			0					無口	有口					無□	有口		無	有□			有口		無□	有口	333		
点検口本体及び枠にずれ、変 形:腐食等がないか。【目視】	О			0					無口	有口					# 0	有口		集口	有二		5656 de	有口		:::::::: <u> </u>	<u>::0:0:6</u>			eses <mark>Feseses</mark>
照明器具等 非常用照明が点灯するか。【作					者電		M94	ur hananan	M	明器具	.*	M :	9 # 5	L#	照	9 # ,	. *	M	月番具:	*	one of	器具 :	*	M P				# #
助確認】			0		気 主任 技術		無有		無	有口		- 無 🗆	有口		無口	有口		無口	有		無	有		無口	一 有 [□		無	ー 有
排気口、給気口					opt.			給気						給気			給気		#	戾	排気に		東	排気			排気口	、給気
排気口、給気口、ドアガラリ、 防虫網に通気不良の原因となる 塵埃又はその他の障害物がない か。【目視】			0	0			無有					# _	有口		無口	有口		無	有口		1000	有口		無	有		10.00	f
排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】			0	0			無有	1000000				無口	有口		無口	有口		無口	有口		2000	有口		無	有		00000	有 二 コ
(外部)階段	8,8,8,8,8	1,3,3,3,3,3	1,2,2,2,2,3	.0.0.0.0.0	8,8,8,8,8		(外部 段					(5	·部) 段	階	3,3,3,3	F. F. F. F.	.2.2.2.2	1.1.1.1.1	階段	1.1.1.1					3.3.3.3 <u>.</u> 3			<u></u>
コンクリート造の場合、鉄筋の さび汁が発生していないか、ま た仕上げ材のき裂、はく落等が ないか。【目視】	0			0			無有						有口															
鉄骨造の場合、塗装等のはがれ やさび等がないか。【目視】	0			0			無有					無口	有口															
手すりに著しい腐食や変形、ぐ らつきはないか。【目視】 [触 手]	О			0			無有					- 集口	有口					無	日 有 日							Ī		
屋根又は支柱の著しいき裂、損 傷、痛食などがないか。【目 視】	0			0			無有	11 21 21 21				無口	有口															
窓、障子 スチール製又は木製のサッシに							窓	:: ::::::: : :: ::::::::		窓	5353555		窓		窓	- 障	子	:1:1:1:1	窓			窓	3333			1		
著しい腐食がないか。【目視】	О			Ο			無有		無口	有口		無口	有口		無口	有口		無	有口		1111111	有口						
引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。 【作動確認】	0						無有		無口	有口		無口	有口		無	有口		無	有二		00000	有口口						
窓ガラスにき裂その他の損傷ないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。 【目視】	0			0			無有		無口	有口			有口			有口		無	有口		無	有[
窓の枠やシーリング材等に腐 食、き裂、硬化などの劣化がな いか。【目視】	0			0			無有		無□	有口			有□			有□		無□	有□		#	有						

点検部位		点検 分類		予備点検対象	別途点検実施者	建築物の敷 地	建物۶	部	建物内(玄関 及び玄関ロ ビー等)	屋上・塔屋	建物内(室内)	建下、	物内(廊階段等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空調 機械室、エ レベーター 機械室等)	建物内(電気 室、自家発 電機室)
•	建築	昇降機	建築設備	*	者	異常の有無 番号			異常の有無 器号	異常の有無 潜号	異常の有無 別 番号	異常	の有無 番号	異常の有無 器号	異常の有無 器号	異常の有無 器号
バルコニー							バル ニ-									
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか、【目視】『触 手】	0			0			無有					ı				
コンクリート造の場合、鉄筋の さび汁が発生していないか。ま た住上げ材のき裂、はく落等が ないか。【目視】	О			0			無有									
鉄骨造の場合、塗装等のはがれ やさび等がないか。【目視】	О			0			無有									
シャッター							シャ タ-		シャッター			1	シャッター			
シャッターの作動状態は良好 か。【作動確認】	О			0			無有		無有二			無	有			
シャッターの開閉時に異音がないか。【作動確認】【聴診】	O			0			無有		無有二			無口	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
シャッターに著しいさびや腐食 がないか。【目視】	О			0			無有		無有			無	有			
シャッター格納部分(まぐさ)や ガイドレールに著しいさびや腐 食がないか。【目視】	О			0			無有		無有二			無	有二			
防火扉	1.1.1.1.1				8.8.8.8.8		14848484 4848484				防火扉	ı	方火扉			
撤去された防火扉はないか。 【目視】	0										無有二	無 	有二			
本体と枠に、防火性能を損なう おそれのある著しいき裂その他 の損傷、変形、腐食がないか。 【目視】	O										無有二	無	有三			
扉の引きずり等作動時に支障が ないか。【目視】	О			0							無有三		有口			
ヒンジ、ドアクローザー等の金 物に異常、損傷はないか。【目 視】	0										無有	無				
防火罪及びくぐり戸の開閉機能 に著しい障害がないか。【作動 確認】	О				土) 消防設備						無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無口				
避雷針、テレビアンテナ等		<u> </u>	1.3.3.3.3.3	(0,0,0)0)0			避雷針、 ピアンテ	テレ ナ等		避雷針、テレ ピアンテナ等			g 4 : : : : :			
避雷針やテレビアンテナの支柱 は腐食や損傷等がないか。【目 視】〔触手〕	徒上 区分 〇		0	0			無有			無有						
避雷針の突針、支持管に著しい 傾き、曲がり、ぐらつきがない か。【目視】【触手】	法上 区分 〇		0	0			無有			無有二						

点検部位		点検		予備点検対象	別途点検実施者		物の鬼地	ķ	建物外部	建物内(玄関 及び玄関ロ ビー等)	屋上・	塔屋	建物内(室内)	建物内(廊下、階段等)	建物内(便 所、湯沸室 等)		建物内(1)室、自须電機室	死
	建築	昇降機	建築設備	象	施者	異常の有	M 番:	£ Ą	常の有無 別紙 番号	異常の有無 器号	異常の有象	別級番号	異常の有無 番号	異常の有無 潜号	異常の有無 器号	異常の有無 番号	異常の有無	別級番号
冷却塔 本体に著しい腐食、異常振動。					業メ	冷	却塔				冷劫	塔						
異音等はないか。【目視】【聴 診】	法上 区分		Ο		者ン テナンス		有				無着							
本体の固定部にき製、腐食がないか。【目視】	独上 区分		0		業者テナンス		有□□□				無着							
本体の固定部のアンカーボルト にゆるみがないか。【触手】	独上 区分 〇		0		業者・ナンス		有				無着	4000						
本体の固定部のアンカーボルト 周囲のコンクリートにき裂がな いか。【目視】	法上 区分		0		楽メン オンテナンス		有				無着	1						
空調機用屋外機等									空調機用 屋外機等		空調屋外							
本体の固定部にき製、腐食がないか。【目視】	独上 区分 〇		0	0					無有		無有口口							
本体の固定部のアンカーボルト にゆるみがないか。【触手】	独上 区分 〇		0	0					無有二		無有口口	-0 .E -0.050						
本体の固定部のアンカーボルト 周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】	法上 区分		0	0					無有		無有口口	0.000						
建築設備等囲障					0:0:0:0:0		設備	ì			建築等							
建築設備等の囲障(ルーバー等) の本体、基礎部及び支持部材等 に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】	0			0		無	有				無有口口							
建築設備等の囲障(ルーバー等) の本体、基礎部及び支持部材等 接合ボルトにゆるみや脱落がな いか。【目視】【触手】	O			0			有				無着	-0 .E -0.050						
ダンパー・防火ダンパー											ダンパ・ 火ダン	・防・パー				ダンパー・防 火ダンパー	ダンパー 火ダンパ	
ダンバーの開閉不良等、作動不 良をおこしていないか。【目 視】[作動確認]			0								無有	-14-1-1-1-1				無有	無有	
防火ダンパーが閉状態になって いないか。【目視】			0					ı			無着					無有	無有	
ダクトとの接続部のボルト、 ナットにゆるみがないか。【目 視】〔触手〕			0								無着口口口	-0 .E -0.050				無有二	無有	
給水配管、排水配管								f			給水配(水面				給水配管、排 水配管	給水配管、排 水配管	10001000	
給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。【目 視】			0	О							無着				無者	無有		
給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。 【目視】【触手】			0								無有				無有	無有		
自家発電設備 発電機が起動するか。【作動確 認】			0		者 電気主任技術												自家発 設備 □ □ □ 無 有 □	

点検部位		点検		予備点検対	別途点検実施者	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄関 及び玄関ロ ビー等)		建物内(室内)	建物内(廊 下、階段等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)	建物内(電気 室、自家発 電機室)
	建築	昇降機	建築設備	対象	施者	異常の有無 器号	異常の有無 器号	異常の有無 器号	異常の有無 器号	異常の有無 湯号	異常の有無 器号	異常の有無 開報 番号	異常の有無 器号	異常の有無 器号
換気扇、送風機等												換気扇、送風 機等	送風機	送風機
便所、湯沸室使用時に換気扇、 送風機等が作動し、排気を行っ ているか。【作動確認】			0	0								無有三		
送風機は正常に作動するか。 【作動確認】			0										無有二	無有
排煙機													排煙機	
排煙機は正常に作動するか。 【作動確認】			0										無有	
排煙風道及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。 【目視】			0										無 有	
予備電源での起動、運転が可能 か。【作動確認】			0										無有二	
昇降機					Table 1								昇降機	
巻上機、ロープ及びガイドレー ルに変形、損傷、さび、摩耗が ないか。【目視】	0	進上 区分 〇			業者シテナンス								無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
安全装置の作動不良がないか。 【作動確認】	0	法上 区分 〇			業者 オンテナンス								無有□□	
(給水用、消火用、空調用)タン ク						(給水用、消火 用、空調用)タ			(給水用、消火 用、空調用)タ				(給水用、消火 用、空調用)タ	
コンクリート基礎に著しいき裂 等の損傷、又は基礎が不同沈下 していないか。【目視】	佐上 区分		0	O		無 有			無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				無 有	
タンク及び架台等の固定ボルト にゆるみがないか。【触手】	進上 区分 〇		0	0		無有			無有二				無有	
その他附属物					2.2.2.2.2	その他附属物	その他附属物	その他附属物	その他附属物	その他附属物	その他附属物	その他附属物	その他附属物	その他附属物
固定式防煙垂れ壁、つり下げ案 内表示板等の付属物に著しいぐ らつきがないか。【目視】〔触 手〕	0			0				無有二		無有二	無有二	無有二	無 有	無有二

点検票 別紙

※本点検時に、今後の対応を次の凡例により記入して下さい。

今後の対応 A:軽微な対応を要するまたは引き続き観察を続ける。

B:精密調査を要する。 C:補修・修繕等を要する。

(/)

チェックシー ト番号	場所	異常の内容、気づいた点	今後の対応
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

点検票 添付写真 ※写真番号はチェックシート番号と合わせてください。

写真スペース	NO.
写真スペース	NO.
写真スペース	NO.